

平成31年 1月 5日

## 岡山市公共交通網形成協議会

会長 阿部宏史 様

副会長・幹事会会长 橋本成仁 様

宇野自動車株式会社

取締役社長 宇野泰正



## 岡山駅東口バスのりばへの「めぐりん」の乗り入れについて

一岡山市が平成30年12月27日に提示した

「岡山駅東口広場バス乗り場について」について一

## 【結論】

弊社は、かねてから、八晃運輸株式会社運行のめぐりん（以下、めぐりん）の岡山駅東口バスのりばへの乗り入れを強く支持しているところです。

しかしながら、岡山市が平成30年12月27日に弊社に提示した10番のりばと11番のりばの停車枠の間をも利用した乗り入れには、バリアフリー、安全性の確保、岡山駅東口バスのりば内の混雑・混乱回避の各観点から、強く反対します。

## 【理由】

岡山駅東口バスのりばへの八晃運輸株式会社運行の「めぐりん」（以下、めぐりん）の乗り入れに関して、昨年12月27日、岡山市・山本課長が弊社に交付した「岡山駅東口広場バス乗り場について」5頁①、6頁①、②に示された

ケース以外の何れのケースでも、

- A. 弊社バスは11番のりばの所定の位置にバスを着けられないケースが出てきます。これは、正規ののりば位置でお待ちいただいている高齢者や障害者を含むお客様に正規ののりば位置からバス停車位置までの移動を常時強いることにほかならず、論外です。

特に、11番のりばから出発するバスは、国道250号線を運行しますが、同路線の沿線には岡山県立盲学校をはじめ視覚障害者施設があり、のりばの所定の位置に停車させるよう、弊社や岡山県バス協会へ再三要望がなされています。岡山市の右のりば使用法は障害者の立場を蔑ろにするものであり、論外です。

- B. また、10番のりば、11番のりばの出入りに際して、弊社バスとめぐりん、両備バスとの車両接触事故が発生する危険性が相当程度高い。
- C. Bの場合、終点・岡山駅での停車直前のため、降車されるお客様がお立ちになっている場合が想定され、接触事故防止のための急ブレーキ等で転倒されるなど車内事故発生の危険性がある。
- D. さらに、お客様をお乗せした状態でバックすることが常態化することなど論外です。
- E. 5頁③、6頁④では、前方10番枠外に停車するめぐりん乃至両備バスが発車するまで、弊社バスは発車できず、遅延の原因になる。
- F. そして、10番のりばと11番のりばに車両が停車していた場合、つぎに10番のりばに乗り入れる車両が通過車線で待機することは容易に予測でき、この場合、通過車線から岡山駅東口バスのりば入口にかけて新たな混雑が発生することは明らかである。

以上から、岡山市提示の10番のりばと11番のりばの停車枠の間を利用した乗り入れには強く反対します。



よって、めぐりんの岡山駅東口乗り入れは、岡山市の当初の主張どおり、  
10番のりば停車枠単独で実現されたく、本書をもって、強く申し入れます。

因みに、当初、弊社は、弊社の使用する11番のりばに着発する東岡山線を弊社の使用する12番のりばに移し、11番のりばの東岡山線跡の空きにめぐりんが乗り入れる案を岡山市に提案しました。

しかし、岡山市は、

- ① 宇野案の実現には宇野バスのバスロケ表示機の改修費用がかかること、
- ② 方面別の主旨からして、めぐりんの岡山駅乗り入れは10番のりばで対応可能であること、

等の理由から弊社の提案は岡山市の受け入れるところとはならず、弊社はこれを取り下げた経緯があります。

もちろん、この時にも、10番のりば停車枠と11番のりば停車枠の間を使用するなどの話は全く出ていません。

万が一にも、停車枠の間を利用する案を採用されるのであれば、停車枠の間をのりばとして使用することは岡山駅東口バスのりば開設当初から想定されておらずはじめてのことでのことで、これに関して安全性についての議論は一切なされていません。

それ故、全乗り入れバス事業者を含む関係者において、あらためて、その安全性に関して十分議論し、関係者の合意のもと、1番のりばから13番のりばまでの停車枠の間の間隔について安全性が確保できる間隔を確保した上で、あらたに1台分の停車枠を設けて、すべてのバスが、所定ののりばの所定の停車位置に停車できるようにした上で実施されたい。

また、めぐりんの岡山駅東口バスのりばへの乗り入れを本協議会で協議していることに鑑みて、本来、当然、公共交通網計画に盛り込まれ、それに基づいて実行されるべき電車の岡山駅乗り入れ事業についても、利害が相対立する岡山駅東口バスのりばに乗り入れる全バス事業者が参加する本協議会において、めぐりん乗り入れ事業とあわせて、岡山駅東口における公共交通のあり方の一環としてバス、タクシー、電車等を一体的に議論すべきものであると考えます。

岡山市は、岡山駅東口への電車の乗り入れの際の路線バスへの悪影響度合について、大した悪影響はない旨終始述べています。

しかし、上記したような安全の問題やバリアフリーの問題、のりば全体の混雑・混乱の問題等々を蔑ろにするかのような結論ありきの認識のもとに「大した影響はない」旨判断を下したとすれば、これこそ、まさに、大きな問題であると言わざるを得ず、めぐりんの乗り入れ事業同様、岡山駅東口バスのりばに乗り入れる全バス事業者が参加する本協議会において、電車の乗り入れを議論する必要があると考えます。

岡山市は、仮に、電車の岡山駅東口乗り入れを実現するにしても、路線バス事業者、タクシー事業者という直接当事者とも直接協議し、関係者の十分な納得を得ることは事業成功への重要なポイントになることは間違いないと考えます。

因みに、電車の岡山駅東口への電車乗り入れを協議する会議には、「岡山県バス協会」として参加していますが、岡山県バス協会内部では電車乗り入れに賛否両論あり、バス協会としては意見のまとまりを得ていません。

そういう意味においても、電車乗り入れ事業は、めぐりん事業同様、岡山駅東口バスのりばに乗り入れる全バス事業者が参加する本法定協議会において正式に協議すべきであります。

以上